

平成17年3月9日

千葉市長 鶴岡 啓一 様

JFEスチール株式会社

専務執行役員

東日本製鉄所長 内田 繁孝

水質汚濁防止法第22条第1項の規定に基づく報告徴収について（追加報告）

平成17年2月17日付、「水質汚濁防止法第22条第1項の規定に基づく報告徴収について（ご報告）」につきまして、添付書類のとおり、追加および詳細をご報告申し上げますので、よろしくお取り計らい賜りますよう、お願い申し上げます。

今後ともよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

追 加 報 告 書 の 概 要

平成17年2月17日に報告書をご提出いたしました後、2月18、22、25日および3月3、8日の千葉県・千葉市による聞き取り調査のなかで、ご指摘がございました事項に関する追加ご報告の内容は以下のとおりです。

[JFEスチール㈱としての環境保全に対する認識と具体的対応]を追加しました。
(P. 3)

2. 自社測定結果の書き換えに関する報告

2-1. 書き換えに関する報告

データ書き換えの事実が判明した経緯を追加しました。 (P. 5)

2-1-1. 原因究明

次の点について、明確にいたしました。 (P. 5~7)

- (1) 関係者へのヒアリング調査結果および書き換えが行なわれていた期間
- (2) 環境管理体制について
- (3) 人員配置面について
- (4) 水質異常時の処置基準について

2-1-3. 千葉地区における環境管理体制の抜本的建直し

次の点について、明確にいたしました。 (P. 8~9)

(1) 環境管理部門の機能強化

① 環境管理部門の独立および権限強化

c. 環境管理部門の役割・責任・権限の明確化

環境管理規程の改訂(2/17 ご提出)を差し替えました (資料5)

d. 環境管理体制の周知徹底

② 環境管理部門の人員増強

(2) 異常監視の強化とタイムリーな対策・改善の実施について

以下を追加いたしました。

(8) 千葉地区の関連会社への周知

(9) 環境マネジメントシステムの運用

2-1-4. 県民・市民の皆様への情報開示について

追記いたしました。 (P. 10)

[JFEスチール㈱としての環境保全に対する認識と具体的対応]

JFEスチールの環境理念および環境方針は以下のとおりです。

【JFEスチール 環境理念】

JFEスチールは、地球環境の向上を経営の重要課題と位置付け、環境と調和した事業活動を推進することにより、豊かな社会づくりをめざします。

【JFEスチール 環境方針】

1. すべての事業活動における環境負荷低減
2. 技術、製品、サービスによる貢献
3. 省資源・リサイクル事業による貢献
4. 情報公開や地域社会とのコミュニケーションの促進

これは、平成15年の経営統合、JFEスチールの発足にあたり、議論を重ね制定したものであります。

また、全社の環境理念および環境方針に基づき、各事業所は独自の要素を加味した環境方針を定め、それぞれが独自に環境保全に対する取り組みを推進する体制といたしました。

東日本製鉄所千葉地区においては、以下の環境方針を定めました。

『JFEスチール㈱東日本製鉄所千葉地区は、地域環境および地球環境保全の重要性とそれに対する都市型製鉄所としての責務を認識し、事業活動のあらゆる場において環境改善活動を推進し、地域・社会・地球との共生を図ります。』

今回の千葉地区における問題は、JFEスチールの環境理念・環境方針および東日本製鉄所千葉地区の環境方針がありながら、それを根底から揺るがす事態であります。今まで全社をあげて取り組んできた環境保全に対する取り組みが、社員一人ひとりの意識レベルにまでは浸透していなかつたために発生した問題であり、その責任の重さを痛感しております。

他事業所（京浜・倉敷・福山・知多）における実態を調査いたしましたが、他事業所においては千葉地区のような問題はございませんでした。

今回の問題は、後述の原因究明のとおり、千葉地区特有の要因を背景とした問題ではありますが、全社的な最重要課題として捉えており、従来各地区の製鉄所が主体となって推進してきた環境管理体制を、本社において管理指導する体制と致します。

本社および全地区横断的な重点実施事項をご報告済のものも合わせ、以下に示します。

①本社の環境管理体制を再構築し、各地区に対する管理・指導を強化いたします。

ご指摘のありました、環境に関して全社を統括・指導する部門を、新たに本社に設置いたします。

また、上記に加え、既にご報告いたしましたとおり、本社部門および全社的な対応は以下のとおりといたします。

社内の体制につきましては、①環境に関して全社を統括・指導する部門を新たに設置するとともに、②各事業所の環境管理部門に対する環境管理実態の監査を、本社監査部による環境監査や監査役による定期監査により実施し、また、③相互診断による各事業所の環境管理のレベルアップを目的として、本社副社長をリーダー、技術担当役員および各地区の幹部等をメンバーとする診断チームにより、定期環境診断を実施いたします。

弊社の環境管理実態、環境対策とその実施内容、および監査状況等について、環境管理諮問委員会にて報告を行い、社外の有識者に意見を求めることがあります。

さらに、環境、コンプライアンス、人権等、企業活動全てにおける社会的責任(CSR)に、より徹底して取り組むため、推進組織としてのCSR室を本社に設置いたします。

②社員一人ひとりの意識改革を図るための諸施策を鋭意推進いたします。

各事業所において環境管理部を最重要部門と位置付け、環境が全てに優先することを明確にするとともに、エンジニア全員に、国家資格である『公害防止管理者』資格取得受験を義務付けることなどにより、社員一人ひとりに、環境保全とコンプライアンス意識を浸透させてまいります。また、環境・コンプライアンスに関する教育・研修制度を再整備し、関係会社も含め、繰り返し教育し、全員に環境保全とコンプライアンスの意識を浸透させます。

これにより、全社をあげて、千葉地区の環境管理体制の抜本的建直しと他地区の更なるレベルアップを図り、JFEスチールの環境理念・環境方針、および各事業所の環境方針の実現に努めてまいります。

2. 自社測定結果の書き換えに関する報告

2-1. 書き換えに関する報告

[データ書換えの事実が判明した経緯]

弊社東日本製鉄所千葉地区は、水質汚濁防止法の基準を上回る高アルカリ水を漏出させた疑いにより、千葉海上保安部の捜査を受けました。

これをきっかけに、経営陣より全ての水質関連記録を速やかに総点検するよう指示があり、平成13年4月～平成16年12月の間の保管記録を全て精査しました。この結果、水質管理データにおいて、水質汚濁防止法、および公害防止協定で定めた基準値を超える分析結果に関して、データを基準値以内に書き換えていた事実が判明し、直ちに千葉県・千葉市殿にご報告するとともに、公表をいたしました。

2-1-1. 原因究明

(1) 関係者へのヒアリング調査結果および書換えが行われていた期間

本社監査部門が中心となって、過去に遡り関係者（水質担当者、上司である環境・防災室長、環境・エネルギー部長 計10名）にヒアリング調査を実施致しました。

ヒアリングにあたっては、本人の人権を保証し、供述内容に公正を期すため、社外弁護士の立会いの元に、本社監査部と法務部が実施いたしました。

今回の当事者である水質担当者Aが、水質管理業務を担当していた時期は、平成8年9月～平成9年10月、及び平成12年3月～平成17年1月の間でした。

ヒアリングによれば、一般的な公定法（手分析）による分析結果については、結果報告書を分析機関より入手すると、事務担当の補助者が、まとめ表・記録表にこの結果を転記しておりました。水質担当者は、日常パトロール結果および、まとめ表より、異常と判断した場合には、関係部署の担当者に口頭にて改善指示を出しておりました。しかし、最終的に記録・保管する際には、水質担当者が、水質汚濁防止法、及び公害防止協定で定めた基準を超える値については基準内のデータに書き換えて保管しておりました。

また、基準超えが発生しても、直属上司である環境防災室長には、報告をしておりませんでした。環境防災室長が生データ（分析結果報告書）のチェックをおこなうことは無く、基準超えの事実は担当者止まりとなっていました。

水質担当者Aからは、『水質を担当していた期間中は、同様の書き換えを行っていた。平成8年9月に初めて水質担当となった際に、前任者から基準超過は基

準値内に書き換えるようにとの申送りを口頭で受けた。』との供述を得ています。水質担当者Aが初めて水質担当となった平成8年に遡り、その直前に担当していた弊社社員B（出向者）よりヒアリングした結果では、書き換えに関して、記憶に無いとの供述を繰り返しております。

平成13年以前については資料が廃棄されており、検証は不能ではありますが、Aからのヒアリング調査どおりとすると、Bが水質担当者となった平成4年7月から、12年以上にわたって書き換えが行われていた可能性があります。

なお、Bの前任者、およびAが一時的に水質担当より離れた間に水質管理を担当していた者については、既に退職しており、確認が出来ず、これ以上の検証は困難な状況です。

また、歴代の環境・防災室長および環境・エネルギー部長へのヒアリング調査の結果では、水質について基準超えに関する報告を水質担当者から受けたことは無く、また、生データを自らチェックしたことではない、とのことであります。

以上のことから、水質管理において担当者まかせのデータ管理・業務運営をしていたという管理実態が明らかになりました。データの書換えという行為を長年にわたり上司はもとより経営幹部が把握できなかつたのは、個人の問題ということではなく、組織として適切な対応ができていなかつたという管理上の問題であります。

（2）環境管理体制について

千葉地区においては、平成5年に環境管理部門の組織再編を実施しております。それ以前は、「環境安全部 環境管理室」が環境管理業務を担っておりましたが、以降は、「環境・エネルギー部 環境・防災室」が業務を継承しております。再編の目的は、環境保全と、省エネルギーの一体化を目的としたものでした。しかし、環境・エネルギー部はエネルギー部門が主体の組織であったため、環境管理業務の機能が低減し、実質的な組織機能の縮小を引き起こしたと考えられます。

次に、組織規程については、環境管理部門の業務分掌及び環境管理規程における、製造部門に対する指導権限は強力なものではありませんでした。また、製造部門が自主的に環境管理を行うことが規定されていなかつたために、製造部門の環境保全意識を高めることが出来なかつたという点にも問題があつたと思われます。

以上のことから、環境管理についての組織的機能の縮小、指導権限の問題、お

より製造部門の環境保全意識を高めることができなかつたことが、今回の問題の一因と考えております。

(3) 人員配置面について

環境管理業務は、各事業所(千葉・京浜・知多・倉敷・福山)が主体となり実施しております。各地区の環境管理業務に携わる人員を比較いたしました結果、千葉地区は他地区に比較し、同等もしくは同等以下の人員配置がありました。

実務負荷面において、以下のような千葉固有の要因があつたことを考え合わせると、実質的に人員不足であったと考えております。

- ① 千葉県・千葉市の高いレベルの排水基準・管理基準に対応するには不十分な人員配置・環境管理体制でありました。
- ② 生産品種の構成上、千葉地区にはダスト精錬炉など環境負荷懸念の高い千葉固有の設備がありますが、この点を十分に認識した環境管理体制になっておりませんでした。

これら千葉固有の要因に適切に対応するためには、他地区以上に人員配置面、及び環境管理体制面で配慮する必要がありましたが、幹部がその実態を認識できておらず、人員増強等の組織的な対応が取れていなかつたことが今回の問題の要因となつたと考えております。

(4) 水質異常時の処置基準について

千葉地区における水質異常時の処置基準を定めた『水質の事故・異常時の処置基準』には、水質異常が判明した段階で、直属の上司である室長、及び関係部署、関係省庁に連絡をし、また、関係部署には、速やかにその処置を指示することが規定されていました。

基準超過の際には、本基準に沿つて処置されるべきものでしたが、担当者の判断で、上司への連絡および関係省庁への連絡が実施されませんでした。

現行の処置基準は、水質異常の定義に担当者の裁量の余地がある規程となっており、「基準超過の場合は『必ず』報告・連絡しなければならない」ということが明示されておりません。

また、協定で定められた検査は、手分析のため分析結果が判明するまで時間が掛かり、水質異常に対し対処が遅くなるという問題がありました。手分析を補完するため、自動分析機器の導入をより拡大していれば、即効性のある対応

を取ることができたと考えられます。

以上のことから、水質異常時における処置基準・体制に問題があったと考えております。

2-1-3. 千葉地区における環境管理体制の抜本的建直し

(1) 環境管理部門の機能強化

① 環境管理部門の独立および権限強化

- c. 環境管理部門・各工場(操業部門)等の環境管理における役割・責任・権限について

環境管理規程に以下の点をより明確に規定いたしました。 (資料5)

- i 各工場(操業部門)の環境管理責任および役割を明示しました
- ii 環境管理部の権限について緊急時に即時対応が可能なように更に強化しました
- iii 各工場(操業部門)に配置する公害防止管理者の役割、責任および権限を明示しました
- iv 異常発生時の管理体制を各条文のなかでより明確化いたしました

d. 環境管理体制の周知徹底

千葉地区の全社員に周知するため、具体的には、別途運用マニュアルを定め、社員のみならず、構内の全ての関連会社事業所に対しても、これを周知し、指導を徹底してまいります。

② 環境管理部門の人員増強

既にご報告いたしましたとおり、環境管理部門の人員は、現状の12名より、11名増員し、23名体制といたします。

この人員は、今回の問題に関する緊急課題を短期間で推進するために、社をあげて各所属から人選をおこない、大幅増員した体制であります。

千葉地区の環境管理部門として本来あるべき人員は、前述いたしました千葉県・千葉市の高いレベルの排水基準・管理基準および環境負荷懸念の高い千葉地区固有の設備を十分に念頭に置き、環境対策にもれがないように増強を図ってまいります。

(2) 異常監視の強化とタイムリーな対策・改善の実施について

- 緊急対応として、平成 17 年 1 月 22 日より、過去にシアン排出が確認された全ての排水口において、4 時間ピッチでサンプル採取し、シアンの継続監視を実施しております。現時点まで異常はありませんが、抜本対策が完了するまで、現体制を継続いたします。

上記以外の分析についても、全てのサンプルについて分析時間の短縮を図りました。分析結果および日常パトロールにより判明した異常については、異常判明と同時に、電話・ファックス等にて、水質担当者に常時連絡が入る体制とし、休日・夜間でも、即座に所内関係者に連絡するとともに、現地状況を判断し、対応する体制といたしております。

この結果、速やかな原因追求と対策実施が可能になり、異常の拡大および未然防止に効果をあげております。

- 環境管理部にて収集した環境測定データは、担当者のダブルチェック、および上司である環境防災室長までのチェックを経たのち、インターネットを活用し、速やかに所内に情報が流れる仕組みを、平成 17 年 2 月 3 日より運用中です。

(8) 千葉地区の関連会社への周知

千葉地区構内の全ての関連会社に関しても、弊社製造部門と同様の指導を行い、同様の環境保全への取り組みを求めて参ります。

緊急対応として、千葉地区の全製造部門、及び構内の関連会社の管理者全員を対象に、緊急研修会を開催し、今回の事例を基に、環境保全意識・コンプライアンス意識の浸透を図りました。（平成 17 年 2 月 7 日実施）

今後も、協力会社協議会等の場において、環境問題を審議するとともに、環境問題の事例研修、及び環境保全意識を高めるための教育を繰り返し実施してまいります。

また、構内の関連会社に適用される環境マニュアルを全面改訂いたします。本マニュアルの中で、事業者責任を明確にするとともに、構内の関連会社は、弊社環境管理部の操業停止権限の適用範囲であることを明確にいたします。

(9) 環境マネジメントシステムの運用

千葉地区における環境管理体制の抜本的建直しのための諸施策に関し、既にご報告いたしております事項、および今回追加ご報告の事項を全て織り込み、

環境マネジメントシステムを平成17年5月末までに改訂いたします。また、今後とも更なる充実、レベルアップに努めてまいります。

2-1-4. 県民・市民の皆様への情報の開示について

弊社ホームページにて、県民・市民の皆様に水質管理データを開示し、透明性をより高めてまいります。

具体的には、公害防止協定に基づく排水溝の水質測定記録および水質汚濁防止法に基づく排水口の水質測定記録を、毎月ホームページで公開するとともに、基準を超過した場合にはその原因と対策結果を速やかに開示いたします。

以上